

新公審査答申（情）第31号
令和7年8月29日

新潟市代表監査委員 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和4年8月16日付け、新監査第224号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市代表監査委員（以下「実施機関」という。）が令和4年3月9日付け新監査第423号の3により行った非公開決定は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 行政文書の公開請求

令和4年1月27日、審査請求人は、新潟市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、新潟市監査委員会が開かれる際、委員の他に審査会場にいる市職員の数と役職名をしめすもの（以下「本件請求文書」という。）の公開を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 公開決定等の期間延長

令和4年2月10日、実施機関は、請求の内容に相当する行政文書の有無等の調査・判断に時間を要することを理由に、令和4年3月13日まで公開決定等の期間延長を行い、審査請求人に通知した。

3 実施機関の決定

令和4年3月9日、実施機関は、本件請求文書を保有していないとして、非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

4 審査請求

令和4年3月11日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

5 諮問

令和4年8月16日、実施機関は、条例第12条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述聴取結果記録書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

「監査委員会議に出席する事務局員の人数等を規定する文書」がなければ、事務局員が監査委員会に出席できる根拠規定を示す文書を公開すべきである。「事務職員の数等を規定する文書」を公開請求しているのではなく「監査委員会会場に入る職員の数と役職名を示すもの」を求めている。

請求者が意見陳述する際、多数の職員がいるが、職員なのかどうかも知らされていない。会議開始前に請求者に座席表により、公開すべきである。請求人が最後に誘導されても、委員なのか、職員なのか全く知らされないで、意見を述べるのはおかしい。「市行政組織規則」規定による監査委員会議担当の職員名はなぜ公開できないのか。請求者が意見をのべる会場に誰が入るのか、事前に示されており、席も指定されているはず。それを示すものを公開すればよいのでは。

市議会陳情の趣旨説明の際に事前に配布される「総務常任委員会座席表」や、「口頭意見陳述席図」のように、監査委員会で請求者が意見陳述する前、又は席上に置いて公開すべきである。

出席者に関する規定は存在しない、だからないということを言っているが、理由にならない。

なお、審査請求人は、上記以外にも本件審査請求とは直接関係のない主張もしているが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

当初は監査委員会議に出席した職員の数と役職名が記載されている会議録を公開する方向で検討し、請求人が公開を求める会議を特定するため電話で確認したところ、請求人が公開を求める文書は会議録ではなく、「監査委員会議に出席する事務局職員の数等を規定する文書」とのことであった。そのため、地方自治法や本市の例規等を確認したところ、監査委員会議の出席者等に関する規定は存在していないことから、請求に係る文書を保有していないと判断し、当該処分決定をしたものである。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、実施機関が本件請求に係る行政文書を保有していないとして本件決定を行ったところ、審査請求人から、本件決定の取消しを求めてなされたものである。以下、本件決定の妥当性について検討を行う。

2 本件決定の妥当性について

(1) 実施機関の主張によると、審査請求人が公開を求める文書は「監査委員会議に出席する事務局職員の人数等を規定する文書」とのことである。

しかし、審査請求人は、「監査委員会議に出席する事務局員の人数等を規定する文書」がなければ、事務局員が監査委員会議に出席できる根拠規定を示す文書を公開すべきと主張し、さらに「事務職員の人数等を規定する文書」を公開請求しているのではなく監査委員会議会場に入る職員の数と役職名を示すものとして会議開始前に座席表により公開すべきと主張している。

(2) そこで、当審査会は、実施機関に対し、座席表の作成の有無について確認したところ、監査委員会議においても、審査請求人が主張していると推察される住民監査請求における陳述においても、座席表は作成していないとのことであった。

(3) また、念のため、実施機関に対し、住民監査請求に係る陳述についての通知や監査委員会議に係る規則等の提出を求め、当審査会で確認したところ、職員の数と役職名の記載や、それを事前に知らせるとする規定等は見当たらなかった。

(4) そうすると、本件請求文書を保有していないとする実施機関の主張には、特段不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、実施機関が本件請求について非公開とした本件決定は妥当である。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
令和 4年 8月16日	実施機関の諮問書を受理
令和 7年 6月10日	審査会開催（第1回）
令和 7年 7月15日	審査会開催（第2回）
令和 7年 8月26日	審査会開催（第3回）

(第3部会)

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治、 委員 櫻井香子